契約変更理由書

神戸市

工　事　名	有馬口トンネル現道取付工事

設計変更後の工事概要

西側Ｌ＝317ｍ　東側Ｌ＝290ｍ　トンネル坑内Ｌ＝639ｍ

擁壁工　一式　排水構造物工　一式　防護柵工　一式

舗装工　一式　撤去工　一式　内装塗装　一式

付帯工事　一式　仮設工事　一式

工期延長

当初　令和4年9月30日　　変更　令和4年11月9日（40日増）

〈設計変更・工期延長の理由〉

1. 付帯工において、下記の工事を追加する。
   - 西側の民地からの乗入れ部について、地権者との協議の結果、神戸三田線への摺り付けに伴う整備が必要となり、増工となる。
   - 本事業に伴い、土地が分断された地権者からの要望により、歩行者の進入路を新たに整備する必要があり、増工となる。
   - 道路照明設備において、西側は各占用管理者との協議の結果、電柱の移設位置が大きく変更になり、東側は公安委員会との協議の結果、信号添架の照明設備へ変更となり増工となる。
2. 仮設工において、現地調査の結果、迂回路整備について近接した切土法面に多くの風化岩があり、転石や表土の流出がみられ迂回路の供用に支障が出る恐れがあるため、モルタル吹付が増工となる。
3. 交通管理において、供用中の道路の車線変更を何度も行う必要があり、所轄警察署及び神戸市道路公社、地元との協議において、安全な通行を確保するために、追加で交通誘導警備員の配置を行う必要が生じ、増工となる。

以上の増工に伴い、地元協議の必要が生じたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で協議日程が遅れたため、工期延長が必要となる。